

春日部市立病院運営委員会条例の一部を改正する条例

春日部市立病院運営委員会条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">春日部市立医療センター運営委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 病院事業の運営等に関する事項を調査審議するため、春日部市立医療センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、春日部市立医療センターの運営等に関する事項を調査審議する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、病院事務部経営財務課において処理する。</p>	<p style="text-align: center;">春日部市立病院運営委員会条例 (設置)</p> <p>第1条 病院事業の運営等に関する事項を調査審議するため、春日部市立病院運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、春日部市立病院の運営等に関する事項を調査審議する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、病院事務部経営管理課において処理する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の春日部市立病院運営委員会条例第3条の規定により委嘱されている春日部市立病院運営委員会委員は、この条例による改正後の春日部市立医療センター運営委員会条例第3条の規定により委嘱された春日部市立医療センター運営委員会委員とみなす。